

茅ヶ崎で



自転車に乗るって こんなにいい！

近年、その効果から世界中で注目されている自転車。ここでは自転車のメリットをご紹介します。



健康にいい

自転車に乗ると移動しながら簡単に運動することができます。そして、日常的な運動を続けることは生活習慣病などを予防でき、リフレッシュ効果も期待できます。

自転車に乗る
(≒16km/時未満、通勤)

階段をゆっくり上る
卓球



(出典)厚生労働省
「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」を基に作成

早く移動できる

自転車は渋滞等の影響をあまり受けることがなく効率的に移動できることから、5km以内の移動なら最も早く移動することができます。

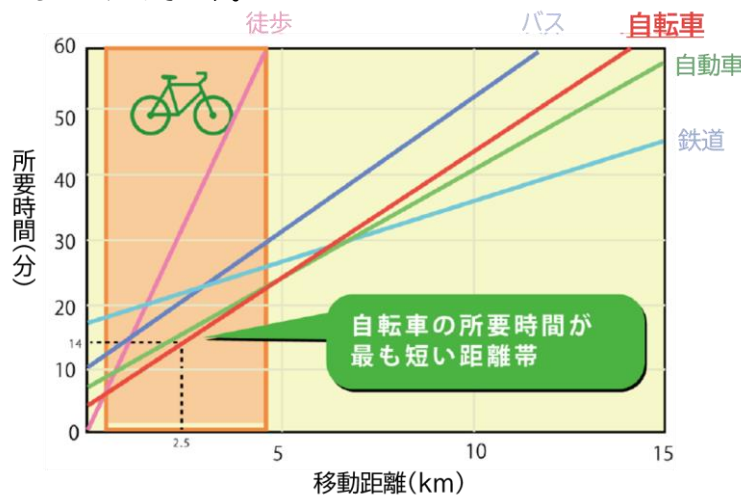


図2 交通手段別の移動距離と所要時間の関係

(出典)自転車活用推進官民連携協議会
「自転車通勤導入に関する手引き」を基に作成

環境に優しい

自転車は、他の交通手段とは異なり、ガソリンなどの化石燃料を必要としないことから、エコな乗り物です。

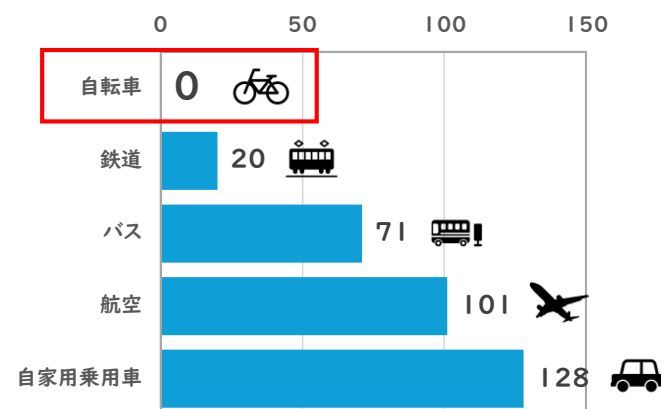


図1 人ひとり1km移動するときのCO2排出量(g)

(出典)国土交通省
「運輸部門における二酸化炭素排出量(2022年度)」を基に作成

省スペース

自転車は自動車より圧倒的に小さいスペースで駐輪することができます。



家計に優しい

自転車は、ガソリン代がかかりません。健康維持で医療費の負担軽減も期待できます。



茅ヶ崎のライフスタイルを味わえる

風を感じたり、季節の移り変わりを感じたりしながら移動することができます。途中で今まで知らなかったお店や人との出会いがあるかもしれません。狭く入り組んだ道でも楽々移動することができ、茅ヶ崎のライフスタイルを思う存分楽しむことができます。



01 「第3次ちがさき自転車プラン」(自転車活用推進計画)の策定にあたって

1 策定の趣旨

- 自転車は、市民の生活に溶け込み、欠かすことのできない乗り物です。
- 令和6(2024)年に策定した「茅ヶ崎市地域公共交通計画」では、「マイカーに過度に依存しなくても誰でも気兼ねなくてかけられる」ことを目指しており、自転車を重要な移動手段の一つとして位置付けました。
- 高齢化の進行や地球温暖化など多くの問題に対応するため、国は「自転車活用推進法」を施行し、多様な視点から自転車の活用を推進しています。
- 市民が暮らしを楽しみ、持続可能なまちであり続けるために、「第3次ちがさき自転車プラン(自転車活用推進計画)」を策定し、市民、事業者、関係団体、市が連携・協力しながら市民に親しまれている自転車の活用を推進します。

2 位置づけ

自転車活用推進法第11条に位置付けた自転車活用推進計画として定め、「茅ヶ崎市地域公共交通計画」の個別計画

3 期間

令和7(2025)年度から概ね10年間

4 対象地域

茅ヶ崎市内全域

02 目指すもの

1 計画の背景

まちの特徴

コンパクトで平坦な地形、人とまちの近接性から自転車はまちの特徴に合った乗り物で、自転車に乗ることで自由にまちを移動することができます。そして、明るく、自由で、ゆったりとしたライフスタイルを楽しむのに“ちょうどいい”茅ヶ崎らしい乗り物です。



自転車利用の効果

自転車を利用することで得られる「健康づくりに寄与」「地域経済の活性化」「環境負荷の低減」「災害時の対応力の向上」「移動手段の確保」といった効果は、まちが抱える様々な課題の解決につながることが期待できます。

持続可能なまちであり続けるために、まちの特徴に合った自転車のさらなる利用促進が必要です。そのために、人と自転車を優先したまちづくりを進めます。

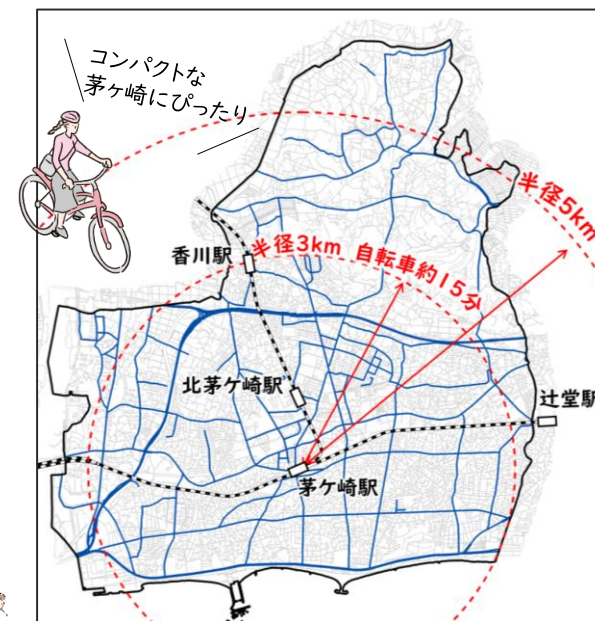


図3 茅ヶ崎駅を起点とした半径3km、5km圏内

2 目指すまちの姿

自転車健康都市～いつまでも自転車に乗って楽しみ続けられるまち 茅ヶ崎～



私たちは「人とまちが健康な都市」を目指します！



3 現状と課題

課題1

自転車の利用促進

- 自転車の利用者数の減少。
- 過度な自動車利用からの転換や安全・安心に利用できる取り組みが必要。

課題2

安全・安心に利用できるための取り組みの必要性

- 自転車関係事故の占める割合が高い状況。
- 自転車ルールの周知徹底や自転車走行空間の整備などの取り組みが必要。

課題3

高まる観光需要への対応

- 太平洋岸自転車道のナショナルサイクルルートへの指定、令和7年度の道の駅のオープンなど高まる観光需要への対応が必要。

目指すまちの姿の実現に向けて、4つの方向性を設定し、取り組みを実施していきます。

目指すまちの姿

自転車健康都市

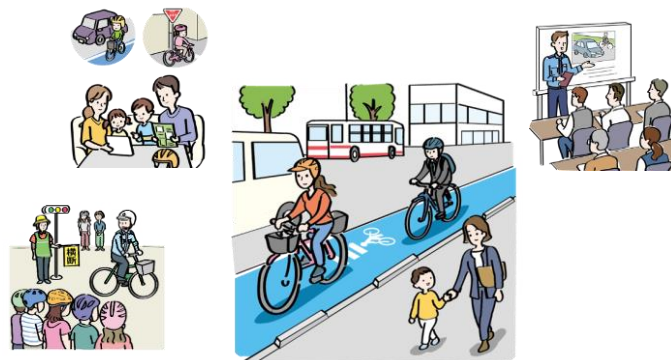
～いつまでも自転車に乗って楽しみ続けられるまち 茅ヶ崎～

誰もがルールを守り、走りやすい環境を整備し、自転車の利用促進を図る

4つの方向性

おもいやりの
心づくり

(自転車利用ルールの周知徹底)



取り組み内容

市民 事業者 市

(重点)自転車利用ルールの周知徹底

● ● ●

(重点)他者への“おもいやり”
精神の醸成

● ● ●

(重点)自動車ドライバーへの啓発

● ● ●

主要な取り組み

- 【拡充】すき間のない交通安全教育の実施
- 【継続】地域、関係団体との協働による啓発活動
- 【拡充】段階的かつ体系的で、地域・学校の環境に応じた自転車交通安全教育の推進
- 【継続】市民が問題意識に気づき、考え、正しい行動を自発的にとるような啓発活動
- 【継続】自動車ドライバーへの自転車の車道走行などに関する啓発活動

風を感じる
空間づくり

(走行空間・駐輪場の確保)



(重点)自転車走行空間の整備

● ● ●

利用しやすい駐輪場の確保

● ● ●

放置自転車の対策

● ● ●

- 【拡充】自転車専用レーンや法定外路面標示を活用した自転車走行空間の確保
- 【継続】既存道路の整備・改善(道路空間の再配分)
- 【継続】自動車走行速度の抑制
- 【拡充】道路の交通事故防止対策
- 【拡充】利用しやすい駐輪場の整備・運営
- 【継続】自転車放置禁止区域の見直し・啓発活動

暮らしにとけこむ
仕組みづくり

(日常での利用促進・有効活用)



(重点)自転車利用機会の創出

● ● ●

「自転車のまち」のPR

● ● ●

公共交通機関との連携

● ● ●

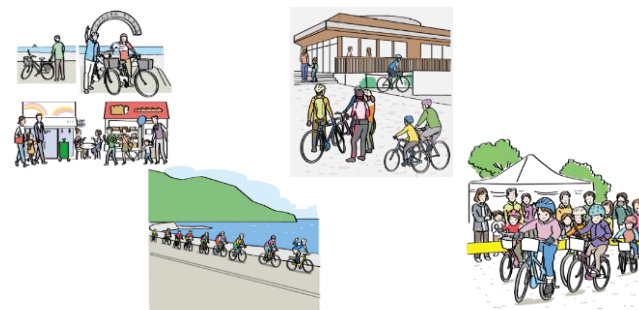
災害時における自転車の活用

● ● ●

- 【拡充】シェアサイクルなどの利用促進
- 【拡充】健康づくり等に着目した自転車利用促進
- 【継続】自転車の利用方法の提案による自転車利用促進など
- 【継続】ホームページやイベントでの情報発信
- 【継続】公共交通との乗り継ぎ利便性の向上
- 【新規】災害時における自転車の活用

まちの魅力に触れる
仕掛けづくり

(自転車を楽しむ機会の創出)



「自転車のまち」のPR【再掲】

● ● ●

自転車を活用したにぎわいづくり

● ● ●

- 【継続】ホームページやイベントでの情報発信【再掲】
- 【継続】自転車を活用したライフスタイルの提案
- 【拡充】シェアサイクルなどの利用促進【再掲】
- 【新規】サイクルツーリズムの推進
- 【継続】サイクルステーション設置の検討

※図中には関連するSDGsを掲載 ※図中の「市民」「事業者」「市」は各取り組みを主に推進する主体を記載(「●」印が取り組みを推進する上での主体)

04 推進体制

- 「市民・市民団体」、「事業者」、「市」が連携を図りながら、創造的に施策を進めていきます。
- ちがさき自転車プラン推進委員会を継続して開催し、計画の取り組みや施策の見直し等を行っていきます。

市、市民・市民団体、事業者が主体的に取り組む必要があります

